

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程（平成16年旭医大達第156号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) (給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。 2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当、<u>新型コロナウイルス患者対応業務手当、地域医療体制確保加算対象手当及び外科医療確保特別加算対象手当</u>とする。 (略) <u>(地域医療体制確保加算対象手当)</u> <u>第17条の13 地域医療体制確保加算対象手当は、月の初日において、循環器内科、心臓外科、血管外科、小児外科、肝胆膵・移植外科又</u>	(略) (給与の種類) 第3条 職員の給与は、勤務1時間当りの給与（以下「時間給」という。）又は勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。 2 諸手当は、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、医師特別勤務手当、診療特別手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、保健管理センター業務手当、学位論文審査手当<u>及び新型コロナウイルス患者対応業務手当</u>とする。 (略)

は消化管外科の診療に従事する医員のうち、地域医療体制確保加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

2 前項の手当額は、1月につき、3,000円とする。（新設）

3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

4 この手当は、診療報酬上の地域医療体制確保加算の改定があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）
（外科医療確保特別加算対象手当）

第17条の14 外科医療確保特別加算対象手当は、月の初日において、肝胆膵・移植外科又は消化管外科の診療に従事する医員のうち、外科医療確保特別加算対象者として管理している者に支給する。（新設）

2 前項の手当額は、1月につき、68,000円とする。（新設）

3 この手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該診療業務に従事しない場合は、当該月については支給しない。（新設）

4 この手当は、診療報酬上の外科医療確保特別加算の改定又は当該加算の算定額の増減があった場合には、その都度、変更し、又は廃止することができる。（新設）

（略）

附 則

1 この規程は、令和8年10月1日から施行し、改正後の旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程は、令和8年7月1日から適用する。

2 改正後の旭川医科大学非常勤職員（短時間勤務職員）給与規程は、この規程の施行日の前日以前に本学を退職した職員については適用しない。

（略）

【改正理由】

診療報酬加算による医師への手当支給を行うため、所要の改正を行うものである。